

境港市建設工事入札参加資格者格付審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市建設工事入札参加資格審査要綱(平成15年1月1日施行)第5条第2項に規定する格付要件を満たす者(以下「格付対象業者」という。)の格付の方法を定めるものとする。

(格付対象工事の種別及び等級)

第2条 格付の等級は、次の各号に掲げる発注工事種別の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 土木一式工事(一般) | 2等級(A級、B1級、B2級) |
| (2) 建築一式工事(一般) | 2等級(A級、B1級、B2級) |
| (3) 舗装工事 | 2等級(A級、B級) |
| (4) 管工事 | 2等級(A級、B級) |
| (5) 電気工事 | 2等級(A級、B級) |

(格付の方法)

第3条 前条に掲げる工事種別(舗装工事を除く)の格付は、次条の規定により算定した点数(以下「総合点数」という。)に応じて、別表1により行う。ただし、土木一式工事(一般)及び建築一式工事(一般)のA級に格付される者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 1級技術者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第15条第2号イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者(建築一式工事(一般)については、建築士法(昭和25年法律第200号)による1級建築士の試験に合格し、免許証の交付申請中の者を含む。))をいう。)を常時3人以上有していること。
- (2) 当該工種について、法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

2 土木一式工事(一般)及び建築一式工事(一般)の格付において、A級に格付された者が前項の要件を満たさなくなった場合は、1等級下に格付する。ただし、再び要件を満たした場合には、その者からの申請により再びA級に格付することができる。

3 土木一式工事(一般)及び建築一式工事(一般)の格付において、合併会社の入札資格等の特例を定める要領により総合点数の算定に関する特例を受けている者で、第1項各号に掲げる要件を満たさないためB級に格付された者については、同項の要件を満たしたときには、その者からの申請によりA級に格付することができる。

4 舗装工事の格付は、別表2により行う。

5 前各項の規定にかかわらず、新規申請者については、当該発注工事種別における最下位の等級に格付する。ただし、舗装工事は別表2の格付基準による。

(総合点数の算出方法)

第4条 総合点数は、次項の規定により算定する客観的事項による点数（以下「客観点数」という。）と第3項の規定により算定する境港市独自の基準による点数（以下「主観点数」という。）を合算して算定する。この場合において、客観点数及び主観点数それぞれの算定過程で1点未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 客観点数は、600点満点とし、格付の直前に受けた経営事項審査に基づく総合評定値の点数に60%を乗じて得た点数とする。

3 主観点数は、420点満点とし、格付を行う日（以下「格付日」という。）における次に掲げる加点及び減点を合計した点数と格付日の1年前の日を格付日とみなした場合における当該点数を合計した点数を2で除して得た点数とする。

(1) 平均工事成績による加点（150点満点）

境港市が発注し、境港市請負工事検査規程（平成6年境港市訓令第3号）に基づく完成検査が格付日の属する年の前年に行われ、その結果に基づいて工事成績の評定が行われた建設工事に係る当該評定の点数平均点に1.5を乗じた点数を加点する。ただし、工事成績のない場合又は次に定める基礎点未満の場合は基礎点とする。

基礎点：当該入札参加者が同工種かつ同等級の中で、大部分の事業者における工事成績の最小値（「工事成績の平均値－標準偏差×2」とし、小数点未満切捨てとする。）ただし、同等級に工事成績がない場合は1つ上の等級の基礎点とする。

(2) 研修の受講等による加点（20点満点）

格付日の属する年度の前年度に行われた研修を受講した場合等について、次のとおり加点する。

ア 公益財団法人鳥取県建設技術センターが主催した研修

1人1回の受講につき2点（10点限度）

イ 境港市が主催した経営者講習会

1社1回の受講につき5点

ウ 境港市建設業協議会が主催した研修

1人1回の受講につき2点

(3) 境港市民を雇用していることによる加点（100点満点）

格付日の属する年度の前年度において、境港市に住所を有する住民を雇用している場合、常勤の正社員1人につき5点、その他の職員1人につき2点を加点する。

(4) 実績加点（30点満点）

格付日の属する年度の前年度において、当該工種の公共工事に対して次のとおり加点する。

- ア 1千万円以上の工事を完成した実績1件につき10点
- イ 5百万円以上の工事を完成した実績1件につき5点

(5) 災害対応による加点 (50点満点)

格付日の属する年度の前年度において、次のとおり加点する。

- ア 境港市と災害協定を締結 10点
- イ 市道の一次・二次・歩道除雪に従事 1回の対応につき5点
- ウ 境港市災害対策本部が設立された災害対応 1回の対応につき5点

(6) 社会貢献による加点 (20点満点)

格付日の属する年度の前年度において、地域清掃活動や地域ボランティア、交通安全などの活動への参加実績がある場合、1件につき5点、境港市建設業協議会が主催した美化運動等への参加実績がある場合、1人1回の参加につき2点を加点する。

(7) 境港市内に本社があることによる加点 (50点満点)

格付日の属する年度の前年度において、境港市内に本社を有する場合、加点する。

(8) 行政処分等による減点

格付日の属する年度の前年度において、格付対象業者が次に掲げる指名停止処分を受けた場合には、それぞれに掲げる点数を減点する。

指名停止処分	減 点
指名停止処分が1月以内のとき	10点
指名停止処分が3月以内のとき	20点
指名停止処分が3月を超えるととき	50点

(格付の通知及び公表)

第5条 第3条の規定により格付した場合は、格付等級、総合点数及び主観点数の内訳を当該格付対象業者に通知する。

2 第3条の規定により格付した場合は、格付名簿を作成し、市のホームページ及び管理課での閲覧により公表する。

(格付等級の降級)

第6条 第3条の規定により格付した後において、格付対象業者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その内容により当該格付対象業者の格付等級を降級させることができる。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行し、平成15年度の格付から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 1 月17日から施行し、平成17年度の格付から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年 5 月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 5 月 1 日から施行し、平成19年度の格付から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年 6 月 1 日から施行し、平成23年度の格付から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年 7 月 1 日から施行し、平成25年度の格付から適用する。ただし、第 3 条第 4 項ウ及びクは、平成25・26年度格付には適用しない。

附 則

この要綱は、平成27年 5 月21日から施行し、平成27年度の格付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月21日から施行し、平成29年度の格付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行し、令和元年度の格付から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の格付から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

格付基準（舗装工事以外の工事）

種 別	区 分	格 付 基 準
土木一式工事 （一般）	A 級	A 級格付要件を全て満たす者で総合点数の上位12位程度。ただし、総合点数最上位の者の 3 分の 2 以上の点数があること。
	B 1 級	総合点数が 5 0 0 点以上で A 級以外の者
	B 2 級	総合点数 5 0 0 点未満の者
建築一式工事 （一般）	A 級	A 級格付要件を全て満たす者で総合点数の上位 6 位程度。ただし、総合点数最上位の者の 3 分の 2 以上の点数があること。
	B 1 級	総合点数が 4 5 0 点以上で A 級以外の者
	B 2 級	総合点数 4 5 0 点未満の者
管・電気工事	A 級	総合点数の上位 6 位程度。ただし、総合点数最上位の者の 3 分の 2 以上の点数があること。
	B 級	A 級以外の者

（備 考）

この表において、「A 級格付要件」とは、第 3 条第 1 項各号に掲げる要件をいう。

別表 2（第 3 条関係）

格付基準（舗装工事）

区 分	格 付 基 準
A 級	舗装工事（アスファルト）の資格を有する者
B 級	舗装工事（一般）の資格を有し、一般社団法人日本道路建設業協会が実施する 2 級以上の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者証の交付を受けている者がいること。